

坂戸、鶴ヶ島下水道組合情報公開条例施行規則

制定 平成十五年四月二十四日 規則第八号

改正 平成十八年三月二十四日 規則第三号

改正 平成二十八年三月十日 規則第七号

(趣旨)

第一条 この規則は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合情報公開条例（平成十五年坂戸、鶴ヶ島下水道組合条例第一号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語の意義は、条例で定めるところによる。

(請求書等)

第三条 条例第六条第一項の請求書は、情報公開請求書（様式第一号）とする。

2 条例第六条第一項第三号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

一 公開の請求年月日

二 公開方法の区分

三 条例第五条各号に規定する請求者の区分

四 条例第五条第五号に掲げるものにあつては、そのものが有する利害関係の内容

五 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(請求に対する決定の通知書)

第四条 条例第十一条の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 公開請求に係る情報の全部を公開する旨の決定 情報公開決定通知書（様式第二号）

二 公開請求に係る情報の一部を公開する旨の決定 情報一部公開決定通知書（様式第三号）

三 公開請求に係る情報の全部を非公開とする旨の決定 情報非公開決定通知書（様式第四号）

四 公開請求に係る情報を保有していないため当該情報の全部を非公開とする旨の決定 情報不存在決定通知書（様式第五号）

五 公開請求に係る情報の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否する

旨の決定 情報公開存否応答拒否決定通知書（様式第六号）

2 条例第十二条第二項の規定による通知は、情報公開決定期間延長通知書（様式第七号）による。

（第三者に対する通知書等）

第五条 条例第十三条第一項及び第二項の規定による通知は、情報公開に伴う第三者意見照会書（様式第八号）による。

2 条例第十三条第一項及び第二項の規定による意見書の提出は、情報公開に伴う第三者意見書（様式第九号）による。

3 実施機関は、公開の請求があった情報に複数の第三者に係る情報が記録されているときは、そのうちから代表的な第三者を抽出して意見書の提出を求めることができるものとする。

4 条例第十三条第三項の規定による通知は、情報公開決定に伴う第三者あて通知書（様式第十号）による。

（公開の実施等）

第六条 条例第十四条第一項の規定により情報の公開をするときは、管理者が指定する日時及び場所において、関係職員の立会いのもとに行わなければならない。この場合において、公開請求者は、第四条第一項第一号又は第二号に定める通知書を当該職員に提示しなければならない。

2 前項の場合において、公開請求者は、情報の閲覧又は視聴に際して当該情報を汚損し、又は破損することがないように丁寧かつ適正に取り扱わなければならない。

3 管理者は、公開請求者が前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該情報の閲覧又は視聴を直ちに中止し、又は禁止することができるとができる。

4 情報の写しの交付をするときの交付部数は、請求があった情報一件につき一部とする。

（費用の納付）

第七条 条例第十五条に規定する写しの交付に要する費用は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する費用は、前納とする。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合において、納付の期日及び方法は、管理者が別に指定

する。

(審査請求に係る審査会への諮問手続)

第八条 条例第十六条の規定により坂戸、鶴ヶ島下水道組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問をしようとするときは、情報公開審査諮問書(様式第十二号)による。

2 条例第十七条の規定による通知は、情報公開審査諮問通知書(様式第十二号)による。

(情報の任意的公開の申出等)

第九条 条例第十九条第一項及び第二項の規定による情報の公開の申出は、情報任意的公開申出書(様式第十三号)による。

2 前項の申出に対する回答は、情報任意的公開回答書(様式第十四号)による。

(実施状況の公表)

第十条 条例第二十二条の規定による実施状況の公表は、次に掲げる事項を坂戸、鶴ヶ島下水道組合掲示板に掲載すること等により行うものとする。

- 一 情報の公開の請求状況
- 二 情報の公開の請求に対する決定状況
- 三 前二号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成十八年規則第三号)

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十八年規則第七号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表（第七条関係）

写しの送付に要する費用	写しの作成に要する費用		区分金額
	その他の場合	A列三番以下の場合 (白黒)	
郵便料金の額	実費相当額	一枚 十円	

備考

- 1 区分欄の写しの大きさは、日本工業規格による。
- 2 一枚の両面に複写した場合の写しの交付に関する費用は、二枚として計算する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

情 報 公 開 請 求 書

年 月 日

（実施機関名） あて

住 所  
請求者 ふりがな  
氏 名  
電話番号

（法人その他の団体にあつては、事務所又は  
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

坂戸、鶴ヶ島下水道組合情報公開条例第 6 条の規定により、次のとおり情報の公開を  
請求します。

情 報 の 件 名 又 は 内 容	（情報の件名又は知りたい事項を具体的に記入してください。）
公 開 方 法 の 区 分	1 閲覧・視聴      2 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送希望）
請 求 者 の 区 分	1 構成市内に住所を有する者 2 構成市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他 の団体 ・事務所等の名称 ・所在地 3 構成市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ・勤務先の名称 ・所在地 4 構成市内に存する学校に在学する者 ・学校の名称 ・所在地 5 実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者 ・利害関係の内容

（注） 1 各欄に必要事項を記入し、該当する番号を○で囲んでください。

2 写しの交付について郵送を希望する場合は、の中にレ印を記入してくださ  
い。

請 求 番 号		決 定 期 限	年 月 日
担 当	所管課名 電話番号		内 線
備 考			



様式第3号（第4条関係）

情報一部公開決定通知書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関名)



年 月 日付けで公開請求のありました情報については、次のとおり情報の一部を公開することと決定したので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として（ が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

情報の件名 又は内容			
公開方法の区分	1 閲覧・視聴      2 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送）		
公開の日時 及び場所	日時	年 月 日（ ） 午前 時 分 午後	
	場所		
公開することができない部分 及び理由	（公開することができない部分） （理由） 坂戸、鶴ヶ島下水道組合情報公開条例第7条第 号に該当		
担当	所管課名 電話番号 内線		
備考			請求番号

- (注) 1 情報の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。  
 2 公開の当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を連絡してください。  
 3 この決定により公開を受ける情報は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合情報公開条例の目的に即して適正に利用してください。

様式第4号（第4条関係）

情報非公開決定通知書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関名)



年 月 日付けで公開請求のありました情報については、次のとおり公開しないことと決定したので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として（ が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

情報の件名 又は内容	
公開することが できない理由	坂戸、鶴ヶ島下水道組合情報公開条例第7条第 号に該当
担 当	所管課名 電話番号 内 線
備 考	
	請求番号

様式第5号（第4条関係）

情報不存決定通知書

第 号  
年 月 日

様

（実施機関名）



年 月 日付けで公開請求のありました情報については、該当する情報が存在しませんでしたので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として（ が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

情報の件名 又は内容			
情報が存在 しない理由			
担 当	所管課名 電話番号	内 線	
備 考		請求番号	

様式第6号（第4条関係）

情報公開存否応答拒否決定通知書

第 号  
年 月 日

様

（実施機関名）



年 月 日付けで公開請求のありました情報については、当該情報の存在・不存在を明らかにすることができませんので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、 を被告として（ が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

情報の件名 又は内容			
情報の存在・ 不存在を明らかに できない理由			
担 当	所管課名 電話番号	内 線	
備 考		請求番号	

様式第7号（第4条関係）

情報公開決定期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

（実施機関名）



年 月 日付けで請求のありました情報の公開については、次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

なお、公開するかどうかの決定をしたときは、速やかに通知します。

情報の件名 又は内容	
公開方法の区分	1 閲覧・視聴      2 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送）
条例第12条第1項 に規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日まで
延長する理由	
担当	所管課名 電話番号 内 線
備考	請求番号

様式第8号（第5条関係）

情報公開に伴う第三者意見照会書

第 年 月 日 号

様

(実施機関名)



坂戸、鶴ヶ島下水道組合情報公開条例に基づき、次の情報について 年 月 日に公開の請求（申出）がありました。

つきましては、当該情報を公開するかどうかの決定を行うに当たり、御意見をお聞きしたいので、別紙「情報公開に伴う第三者意見書」により、御回答願います。

なお、下記「回答期限」までに提出が無い場合は、意見が無いものとみなします。

情報の件名及び記録されている情報の内容	(件名)  (内容)
回答をお願いしたい事項	
回答期限	年 月 日までにお願います。
担当	所管課名 電話番号  内 線
備考	請求番号

様式第9号（第5条関係）

情報公開に伴う第三者意見書

年 月 日

（実施機関名） あて

住 所  
請求者 ふりがな  
氏 名  
電話番号

（法人その他の団体にあつては、事務所又は  
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付けで照会のありました情報の公開については、次のとおり  
回答します。

意 見			
備 考	<table border="1" data-bbox="912 1630 1447 1722"><tr><td data-bbox="912 1630 1086 1722">請求番号</td><td data-bbox="1086 1630 1447 1722"></td></tr></table>	請求番号	
請求番号			

（注）太線内の欄に必要事項を記入して下さい。



様式第 1 1 号 (第 8 条関係)

情 報 公 開 審 査 諮 問 書

第 年 月 日 号

坂戸、鶴ヶ島下水道組合  
情報公開・個人情報保護審査会会長 様

(実施機関名)



情報の公開請求に対する決定について審査請求がありましたので、次のとおり諮問します。

公開請求に係る 情報の件名又は 内 容	
公開請求に係る 決 定 内 容	
審 査 請 求 日	年 月 日
審査請求の趣旨 及 び 理 由	(趣旨)  (理由)
担 当	所管課名 電話番号 内 線
備 考	

様式第12号（第8条関係）

情報公開審査諮問通知書

第 号  
年 月 日

様

（実施機関名）



情報の公開請求の決定に対する審査請求について、次のとおり坂戸、鶴ヶ島下水道組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので通知します。

公開請求に係る 情報の件名又は 内 容	
公開請求に係る 決 定 内 容	
審 査 請 求 日	年 月 日
諮 問 を し た 日	年 月 日
担 当	所管課名 電話番号 内 線
備 考	

様式第13号（第9条関係）

情報任意的公開申出書

年 月 日

（実施機関名） あて

住 所  
請求者 ふりがな  
氏 名  
電話番号

（法人その他の団体にあつては、事務所又は  
事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

情報の任意的公開を受けたいので、坂戸、鶴ヶ島下水道組合情報公開条例第19条の  
規定により、次のとおり申し出ます。

情報の件名 又は内容	（情報の件名又は知りたい事項を具体的に記入してください。）
公開方法の区分	1 閲覧・視聴      2 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送希望）

（注）1 各欄に必要事項を記入し、該当する番号を○で囲んでください。

2 写しの交付について郵送を希望する場合は、の中にレ印を記入してくださ  
い。

申 出 番 号	
担 当	所管課名 電話番号 内 線
備 考	

様式第14号（第9条関係）

情報任意的公開回答書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関名)



年 月 日付で申出のあった情報の任意的公開については、次のとおり  
公開する  
一部公開する  
公開しない  
こととしたので回答します。

情報の件名 又は内容			
公開方法の区分	1 閲覧・視聴      2 写しの交付 (□郵送)		
公開の日時 及び場所	日時	年 月 日 ( )	午前 時 分 午後
	場所		
公開することが できない部分 及び理由	(公開することができない部分) 1 全部      2 一部 ( ) (理由) 坂戸、鶴ヶ島下水道組合情報公開条例第7条第 号に該当		
担 当	所管課名 電話番号	内 線	
備 考			請求 番号

- (注) 1 情報の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。  
2 公開の当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を連絡してください。  
3 この決定により公開を受ける情報は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合情報公開条例の目的に即して適正に利用してください。